

政治資金規正法施行規則の改正に係る対応について

1 経緯等

総務省行政評価局は、申請手続等における申請者の負担軽減を図る観点から、「申請手続等の見直しに関する調査—戸籍謄本等の提出が必要とされる手続を中心として—」を実施し、平成 29 年 3 月 28 日付で必要な改善措置に関する勧告を関係各省に対し行った。

その中で、登録政治資金監査人の登録について、「戸籍の抄本の提出を本籍記載のある住民票の写しの提出で代替することとし、旧姓の登録を希望する申請者にのみ戸籍の抄本の提出を求める措置を講ずる必要がある」とされ、適切な措置を講じるよう総務大臣あてに勧告がなされた。

当該勧告を受け、政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 7 号）が平成 30 年 2 月 28 日に公布され、同年 6 月 1 日に施行されることとなった。

これにより、登録政治資金監査人に係る登録申請書の添付書類の一部として、これまでは戸籍の抄本と住民票の写しがそれぞれ必要であったところ、これらに代わり本籍（外国人の場合は国籍等）の記載のある住民票の写しが求められることとなる。

2 対応

政治資金規正法施行規則の一部を改正する省令が平成 30 年 6 月 1 日から施行されることに伴い、政治資金適正化委員会として、次のとおり対応することとした。

(1) 登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式の改正（資料 1 - 2）

政治資金規正法施行規則第 27 条第 2 項の規定により、政治資金適正化委員会が定めることとされている登録政治資金監査人に係る登録申請書の様式（説明部分）を改正するもの。

(2) 「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて」の廃止（資料 1 - 3）

登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が外国人であるときは、登録申請書に戸籍の抄本の添付を要しないこととする旨の政治資金適正化委員会決定（「登録政治資金監査人の登録を受けようとするときの登録申請書の添付書類等の取扱いについて」（平成 24 年 5 月 17 日決定））を廃止するもの。

(3) 「登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について」の決定（資料 1 - 4）

登録政治資金監査人の登録を受けようとする者が、登録政治資金監査人の業務を行うに当たり、氏名以外の呼称の使用を希望するときの登録申請書の添付書類について決定するもの。